



ロシアのエネルギー産業

開発経済調査部 上席研究員 糠谷 英輝

ロシアは高騰を続ける原油価格の恩恵を受けて、順調な経済成長を続けている。しかし経済成長の主軸は原油・天然ガスをはじめとした資源輸出であり、現在ロシア経済の成長を牽引している国内消費、盛り上がりを見せている設備投資も資源輸出から波及した経済効果である。

ロシアはサウジアラビアに次いで世界第2位の石油生産国であり、また世界第1位の天然ガス生産国であるなど資源大国である。ロシア経済の石油・天然ガスへの依存度は輸出で半分以上、GDPシェアでは20%以上、政府歳入シェアでは25%以上と極めて高いものとなっている。資本市場での取引を見ても、主要な社債取引市場であるMICEX市場では、エネルギー部門の社債取引のシェアは25%程度、株式市場では90%以上が電力並びに原油関連株となっている。

ロシアのエネルギー産業の動向は今後のロシア経済を大きく左右するものであるが、最近、ロシア政府のエネルギー産業に対するスタンスを示すいくつかの動きが出てきている。

まずは原油価格にも影響を与えているユコス事件である。ユコス事件は同社の脱税に関して追徴税の強制執行が行われ、同社自体が倒産の危機に追い込まれているものであるが、その背景には同社のホドルコフスキー前社長が政治的行動を強めたことに対する一種の見せしめという政治的意図が指摘されている。ユコスはロシア最大の石油生産企業(2003年度)であり、同社が今後、外資に買収されるかを含めて関心の高いところである。

ロシアの石油産業は、複数の生産、精製、販売を担当する子会社を統括する「垂直統合石油企業」10社がロシアの石油生産の90%以上を占めている。ユコスもその一社であるが、2003年度の石油生産でユコスに次ぐ第2位のルクオイルに関して、8月27日、ロシア連邦所有基金は政府保有株(7.59%)を公開入札で売却する手続きを開始した。現状では米国の2社が応札の意向を表明している。

続く9月14日には、プーチン大統領は、天然ガスの開発、生産、輸送、輸出を含めた販売を独占している国営天然ガス企業であるガスプロムによる国営石油会社ロスネフチの100%子会社化並びにガスプロムの株式売買自由化を承認した(注1)。ロスネフチも前述の垂直統合石油企業10社のうちの1社であり、唯一の国営会社である。ガスプロムによるロスネフチの買収によって、国がガスプロム資本を50%以上保有することになる(これまでは国の直接出資は34%)。国が過半数の資本を握ることにより、以前からの公約でもあったガスプロム株式の売買自由化を認めることになったが、ガスプロムに

関しては外国人投資家の出資比率上限は 20%に定められており、政府は今後もこの規制は残す意向であると伝えられている。

こうした一連の動きを総括してみると、エネルギー産業に対して外資の導入を進めたいが、同時に同産業に対する政府の統制姿勢は続けたいという意向が窺えよう。ユコス事件で傷ついた外国人投資家の信用をルクオイルの保有株の売却やガスプロム株式の売買自由化で回復させたい。しかしガスプロムの外国人出資比率上限は維持され、石油産業については国営による直接コントロールという形を取らなくても、石油輸送のパイプラインは国営企業であるトランスネフチが一括管理しており、輸出割り当ての付与等によって間接的に統制することが可能であるうえ、トランスネフチの民営化は計画されていない。

経済がエネルギー産業に依存している体制では、経済の構造改革を図るためにはエネルギー産業を活用していかなければならず、そのための国家による統制はやむを得ない面もあろう。しかし中途半端な開放を行うよりも、エネルギー産業の将来的なビジョン、ロシア経済の中での位置付け、どのように経済構造改革を進めていくかを明確に示すことが先ずは必要であろう。

(注 1) ガスプロム株の取引は国内投資家向け、外国投資家向けと 2 市場で別々に行われており、外国人投資家は同社株を ADS(米国預託株式)の形でしか購入できない。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>